

都内医療機関 各位

平素より福祉保健医療行政にご理解・ご協力賜り感謝申し上げます。

厚生労働省より、新型コロナウイルスの経口治療薬「パキロビッド」に関する取扱いについて、事務連絡が発出されましたのでお知らせいたします。

2月28日以降は、一部の医療機関での院内処方が可能になります。

下記概要をご確認いただき、新たにパキロビッドの取扱いを希望する該当医療機関は、直接パキロビッド登録センターへご連絡ください。

今後、対象機関が拡大された場合は、改めて周知いたします。

<概要>

○令和4年2月28日以降の取扱いについて

- ・本剤を扱える医療機関は、院内処方が可能な病院及び有床診療所
(試験運用期間からの新型コロナ病床確保医療機関を引き続き含む)
- ・新型コロナ病床確保医療機関は、院内処方・院外処方の両方を行うことが可能
- ・新型コロナ病床確保医療機関以外の病院及び有床診療所は、院内処方のみ行うことが可能
- ・取扱いを希望する対象医療機関は、ファイザー(株)が設置する「パキロビッド登録センター」へ直接電話し、必要な手続きを行う。

※試験運用期間から引き続き新型コロナ病床確保医療機関は、改めての登録は不要です。

※【パキロビッド登録センター】：電話番号 0120-661-060、対応時間 9:00-17:30 (日曜祝日を除く)

- ・在庫配置することが可能 (在庫上限数5)

※対象医療機関で在庫配置を希望する場合は、専用様式により都へ申請いただく必要がございます。専用様式が厚生労働省より示されましたら改めてご連絡いたします。

※なお、都では経口治療薬の在庫を持つ医療機関をリスト化し、投与対象となり得る患者を迅速に投薬へ繋げるため、診療・検査医療機関等と共有することとしていますので、ご承知おきください。

※試験運用期間から引き続き新型コロナ病床確保医療機関は、既に在庫配置施設として登録されていますので改めての申請は不要です。在庫不要とし、リストへの掲載を取り下げたい場合はご連絡ください。

- ・院外処方に対応する薬局に関しては、試験運用期間における対応薬局から変更なし

詳細については厚生労働省事務連絡をご参照願います。

厚生労働省事務連絡・参考資料はこちら

・「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬 (パキロビッド®パック) の医療機関及び薬局への配分について (別紙及び質疑応答集の修正)」(令和4年2月28日最終改正)

東京都福祉保健局感染症対策部

抗体カクテル療法促進担当